

議案第170号

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水勇人

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例

(公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する

条例（平成13年さいたま市条例第304号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) [略]

（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

第4条 さいたま市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成17年さいたま市条例

第200号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。